



発行 東京都

目次

106

規則

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）…一
  - 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…一
  - 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…二
  - 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）…二
- 規 則（教）
- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………二
  - 東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………二
  - 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 告 示（議）
- 東京都議会文書管理規程の一部改正……………三

規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

別記第八号様式一及び第十七号様式一中「~~平~~」を「~~平~~」に改める。  
（第 片） （第 片）

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則別記第八号様式及び第十七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式表中 「~~昭~~」を「~~平~~」に改める。  
平成

別記第七号様式中「~~平~~」を「~~平~~」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則別記第二号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお

使用することができる。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十一号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則(平成五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第一号様式の二、第二号様式及び第四号様式の二中

「明大昭

平 年 月 日 を

「明大昭

年 月 日 に改める。

別記第八号様式、第九号様式及び第十号様式中「明大昭平 年 月

日」を「 年 月 日」に改める。

別記第十三号様式中「明大昭平 年 月 日」を

「明大昭平 年 月 日」に改める。

年 月 日 に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都霊園条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十二号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

別記第二百二号様式中「~~平~~ 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則別記第二百二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (教)

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成二十一年東京都教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式中「~~平~~ 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月五日

●東京都教育委員会規則第七号

東京都教育委員会

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「~~本~~」を「~~本~~」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月五日

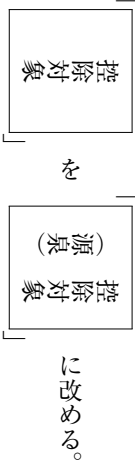
東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中



別記様式第三号の三中「~~本~~」を「~~本~~」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規

別記様式第一号の二及び様式第三号の三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (議)

●東京都議会議長告示第三号

東京都議会議会局文書管理規程（平成十一年東京都議会議長告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月五日

東京都議会議長 尾崎 大介

別記第五号様式甲を次のように改める。

第5号様式甲(第17条関係)

(表)

文書記号・番号	議 第 号	保存期間	年	分類記号	年	月	日
			月	月	月	日	
文取 扱 の い	回 上 の 注 意 ・ 施 行	理 経 過	決 定	年	月	日	引 継 ぎ
			施 行 予 定	年	月	日	
先 方 の 文 書	年 月 日	第 号	起 案	年	月	日	送
			収 受	年	月	日	
宛 先	発 信 者 名	第 号	浄書照合	年	月	日	送
			公印照合・押印	年	月	日	
件 名							
議 局 部 課 課代							
起 案							
部 起案者 事務担当者							
課 課長 課長代理							
審 査							
局長 主管課長 主管課長代理							
審 査							
総務課長 文書主任 文書取扱主任							
電話							
決定後提供							

備考 裏面は、第5号様式乙(表)と同じ。

(日本工業規格A列4番)

発行所 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

